平成２５年（フ）第６３１号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５丁目７番16号
債務者　大島てるみ
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１２７号
東京都八王子市長房町719番地都営長房北アパート76―402
債務者　高橋　文子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地20街区９棟504号
債務者　田中　雄一
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地20街区９棟504号
債務者　田中美穂子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地２街区５号棟406号室
債務者　難波　　修
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２号
熊本県球磨郡錦町西3604―23　第１錦フルーツコーポアップル、住民票上の住所熊本県球磨郡錦町大字西3287番地34
債務者　久保田伸子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午前10時45分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１１３０号
東京都多摩市永山２丁目15番地の３浜田荘Ｂ―203
債務者　佐久間康夫
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０９号
大阪市住吉区苅田９丁目10番32号
債務者　大野　憲司
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５８号
東京都板橋区赤塚３丁目35―７―105
債務者　小林　竜也
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７７号
東京都足立区大谷田１丁目１―５―801
債務者　谷本　美佳
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０２号
東京都北区赤羽西４丁目45―12―306
債務者　細澤佐知子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０３号
神奈川県川崎市多摩区長沢４丁目27―８―106
債務者　石村　　学
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０５号
東京都江東区亀戸２丁目６―４―920
債務者　梅村　昇司
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０６号
東京都練馬区早宮３丁目56―13―102
債務者　木竜　貴之
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０９号
東京都足立区千住河原町13―14―308
債務者　福長　秀行
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１２号
東京都練馬区豊玉上１丁目23―９―601
債務者　荒牧　龍也
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部